

○ 室蘭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 中一部改正の件について

1. 条例改正の理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、利用者の安全の確保に係る基準を設けるとともに、設備の共用及び職員の兼務を緩和するほか、所要の改正を行うもの。

2. 条例改正の概要

(1) 利用者の安全の確保に係る基準の追加

ア 安全計画の策定の義務化

設備の安全点検、事業所外での活動を含めた安全に関する指導、職員の研修等における安全に関する事項等についての計画の策定及びこれに必要な措置を講ずることを義務づける。

イ 送迎等の自動車運行時における所在確認の義務化

送迎に用いる自動車に利用者の所在確認のための装置を設けること等、自動車運行時における利用者の所在確認を義務づける。

ウ 感染症及び食中毒の発生又はまん延防止のために講ずるべき措置の具体化

講ずるべき措置を具体的に次のとおりとする。

- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修
- ・感染症の予防及びまん延の防止のための訓練

(2) 併設施設への設備の共用及び職員の兼務

他の社会福祉施設が併設されている場合、設備の共有や職員の兼務が認められているが、保育室や保育に従事する職員については対象外としていた。これを、保育に支障が生じない場合に限り可能とする。

(3) その他

ア 民法の一部改正により親権者の懲戒権が削除されたことに伴う規定の整備

イ 作成する書類等について電磁的記録にすることが出来るものとする。

3. 施行期日

(1) 及び (2) 令和5年4月1日から施行する。

(3) 公布の日から施行する。